

協議第15号

地方税の取扱い（その2）について

地方税の取扱い（その2）について、次のとおり確認を求める。

平成15年3月28日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤宏太郎

記

地方税の取扱い（その2）について
1 入湯税については、東予市、小松町の例による。
2 前納報奨金に係る報奨金の算定基準については、西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
3 納税貯蓄組合は、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。納税貯蓄組合長大会は、西条市の例により調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	地方税の取扱い(その2)			細項目		
事務事業名				専門部会名	財務部会	分科会名 税務分科会
調整方針	1 入湯税については、東予市、小松町の例による。 2 前納報奨金に係る報奨金の算定基準については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 納税貯蓄組合は、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。納税貯蓄組合長大会は、西条市の例により調整する。					
区分・現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	課題	具体的な調整内容
入湯税	(条例規定なし)	1 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客(宿泊客を課税対象とし、日帰り入浴客は除外)	(条例規定なし)	1 納税義務者 東予市と同じ	西条市、丹原町においては、条例規定なし	東予市、小松町の例による。
		2 徴収方法 特別徴収		2 徴収方法 東予市と同じ		
		3 税率 1人1日 150円		3 税率 東予市と同じ		
		4 特別徴収の方法 鉱泉浴場の経営者		4 特別徴収の方法 東予市と同じ		
		5 申告・納税 前月の入湯税に係る申告・納税は、当月の15日まで		5 申告・納税 東予市と同じ		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	地方税の取扱い（その2）				細項目			
事務事業名					専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会
調整方針								
区分・現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	課題	具体的な調整内容		
前納報奨金	1 対象税目 個人市（町）県民税（普徴）、 固定資産税	1 対象税目 西条市と同じ	1 対象税目 西条市と同じ	1 対象税目 西条市と同じ	課題なし	前納報奨金に係る報奨金の 算定基準については、西条市の 例により調整する。 ただし、合併する年度は、そ れぞれの旧市町の例による。		
	2 報奨金の基準 ① 報奨金対象の年税納付限度額 200万円 ② 報奨金対象の期別納付限度額 50万円 ③ 交付率 前納の納付額の100分の1 ④ 報奨金の限度額 個人市県民税 5万円 固定資産税 6.5万円 ⑤ 対象納期 第1期の納期限後の前納も可	2 報奨金の基準 ① 報奨金対象の年税納付限度額 40万円 ② 報奨金対象の期別納付限度額 10万円 ③ 交付率 西条市と同じ ④ 報奨金の限度額 個人市県民税 1万円 固定資産税 1.3万円 ⑤ 対象納期 第1期の納期限までの全期前納	2 報奨金の基準 ① 報奨金対象の年税納付限度額 個人町県民税 400万円 固定資産税 222万円 ② 報奨金対象の期別納付限度額 個人町県民税 100万円 固定資産税 56万円 ③ 交付率 西条市と同じ ④ 報奨金の限度額 個人町県民税 10万円 固定資産税 10万円 ⑤ 対象納期 東予市と同じ	2 報奨金の基準 ① 報奨金対象の年税納付限度額 丹原町と同じ ② 報奨金対象の期別納付限度額 丹原町と同じ ③ 交付率 西条市と同じ ④ 報奨金の限度額 丹原町と同じ ⑤ 対象納期 東予市と同じ	① 年税納付限度額に違 いがある。 ② 期別納付限度額に違 いがある。 ③ 課題なし ④ 報奨金の限度額に違 いがある。 ⑤ 対象納期に違いがあ る。			
納税貯蓄組合	1 根拠条例等 西条市納税貯蓄組合補助条例	1 根拠条例等 東予市納税組合補助金交付規程	1 根拠条例等 丹原町納税協力組合報償条例	1 根拠条例等 小松町納税協力組合条例	東予市の例により調整す る。ただし、合併する年度は、 それぞれの旧市町の例によ る。			
	2 補助金 ① 納付書1枚(1期)につき10円 ② 納税率90%以上：納付額× 100分の4 ③ 納税率90%未満：納付額× 100分の3	2 補助金 補助金は事務費の支給とし、会場借 上料・事務用品等の限度額を設定し、 その範囲内で支給	2 報償金 ① 納付書1通につき50円 ② 納付税額の100分の3	2 補助金 ① 納付書1枚(1期)につき20円 ② 納付税額の100分の3		補助金の算出根拠に違 いがあり、事務費相当額以 上の補助金を支出してい る市町がある。		
	3 補助金の支払い 年2回(11月・3月)の支払い	3 補助金の支払い 年1回(11月)の支払い	3 報償金の支払い 年1回(6月)の支払い	3 補助金の支払い 年1回(4月)の支払い		支払回数、支払時期に 違いがある。		
	4 組合長大会 5月に実施し、全組合長への記念品 及び団体・個人への感謝状贈呈	4 組合長大会 実施していない。	4 組合長大会 実施していない。	4 組合長大会 実施していない。		西条市のみが実施して いる。	西条市の例により調整す る。	

地方税の取扱いに関する法令

○地方税法（昭和25年 法律第226号）

（地方団体の課税権）

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（市町村が課することができる税目）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りではない。

- 一 市町村民税
- 二 固定資産税
- 三 軽自動車税
- 四 市町村たばこ税
- 五 鉱産税
- 六 特別土地保有税

3 （略）

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 （略）

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- 一 都市計画税
- 二 水利地益税
- 三 共同施設税
- 四 宅地開発税
- 五 国民健康保険税

7 （略）

（市町村の配置分合があつた場合の課税権の承継）

第8条の2 市町村の配置分合があつた場合においては、当該配置分合により消滅した市町村（以下本条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村（以下本条において「承継市町村」という。）の区域によって、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て（異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。）その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。（以下略）

（個人の市町村民税の納期前の納付）

第321条 （省略）

2 前項の規定によって個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合には、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合には、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によって納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合には、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額をこえることができない。

（固定資産税に係る納期前の納付）

第365条 （省略）

2 前項の規定によって固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合には、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合には、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によって納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合には、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額をこえることができない

○ 納税貯蓄組合法（昭和26年 法律第145号）

（定義）

第2条 この法律において「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、組合員の納税資金の貯蓄のあつ旋その他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。

（第2項 第3項 省略）

（補助金の交付）

第10条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。

- 2 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。
- 3 第1項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定める。

○ 納税貯蓄組合法施行令（昭和26年 政令第99号）

（補助金の交付手続）

第4条 納税貯蓄組合は、法第10条第1項の規定による国又は地方公共団体の補助金の交付を受けようとするときは、毎年10月から翌年9月までの分について、当該期間内に使用した同項の費用の金額及びその費途別の内訳を記載した補助金交付申請書を、その年10月末日までに当該組合の規約の届出をした税務署長を経由して当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長に、又は当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体の長に提出しなければならない。

（第2項 省略）